# 記載例 法人 新規登録申請用

正 哥里

#### 一級 建築士事務所登録申請書 <u>一級</u>

(第一面)

「幸コ オ	注意]
し記しへ	.住尽」

- 1 ※印欄は、記入しないで下さい。
- 2 登録申請者氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自著で行う場合において は、押印を省略することができます。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 4 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。

※ 手数料欄

<del>二級</del> 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。

木造

登録申請者氏名又

令和 7年 6月 2日

は法人の名称及び 株式会社かながわ

かぶしきがいしゃかながわ いっきゅうけんちくしじむしょ

代表者の役職・氏名 代表取締役 神奈川 太郎

※押印不要

#### 神奈川県指定事務所登録機関

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長 殿

		ふり がな					
建築		名称	株式会社かながわ 一級建築士事務所				
士事務		所在地	〒231-0032 横浜市中区不老町 3-12 加瀬ビル 201 2階 電話 ( 045 ) 228 - 0755 FAX ( 045 ) 212 - 3807				
所	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別		(	一級	)建築士事務	务所	
登	個人で あるとき	於 游			建築士 の資格		一級建築士 □ 二級建築士 □ 木造建築士 □ な し □
録申		住所	Ŧ				
請者			かぶしきがいしゃかながわ		-		
11	法人で		株式会社かながわ		履歴事項金	产部	正明書に記載の
	あるとき	事務所所在地 (登記上の本店)	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1		「本店所在	王地」	を記入してください
		sb がな 氏 名	かんり じろう	<u> </u>	建築士		100456
			管理 次郎	登録番号			123456
建築士事務所を 管理する建築士 又は木造建築士の別 管理建築土講習を 修了した年月日			一級建築士		た都道府県名(二級建 造建築士の場合)		
			平成 <del>令和</del> 23 年 11 月 27 日	修	了証番号		000 G -00000 Y
		禄年月日 登録番号	令和 年 月 日 神奈川県知事登録 第		号	※ 審	
101772	更新 ※	<ul><li>登録年月日</li><li>及び登録番号</li></ul>	令和 年 月 日 神奈川県知事登録 第		号	査	

# 所属建築士名簿

[記入注意] 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に レを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

<sup>ふりがな</sup> 氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	建築士登録番号	登録を受け た都道府県 名(二級建築 士又は木造 建築士の場	構造設計一級建築 士又は設備設計一 級建築士である場合にあっては、その 旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号		
かんり   じろう     管理   次郎	一級建築士	123456		構造設計一級建築士	111		
けんちく ひふみ 建築 一二美	一級建築士	234567		設備設計一級建築士	222		
しょぞく さぶろう 所属 三郎	二級建築士	15342	神奈川県				
せっけい しろう 設計 四郎	木造建築士	890	神奈川県				
※所属建築士が一	管理建築士を含め、事務所に所属し、業務を行う建築士について全員記載をしてください。  ※所属建築士が一級建築士、二級建築士又は木造建築士の複数資格を保持している場合、 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」欄に開設者がその建築士に行わせようとす  る業務範囲を定め、それに適した建築士の資格を1つ記載してください。						
(備考) 別紙 有 □	計	4名	一級建築士		2名		
無□			二級建築士		1名		
			木造建築士	77 to bobs 1	1名		
			構造設計一組		1名 ———— 1名		
			10年12日 一方	双定策工	1 右		

# 役員名簿

#### 〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、 この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

*99 <sup>がな</sup> 氏名	役名		生年月日				
かながわ たろう神奈川 太郎	男 ・ 女	代表取締役	明治·大正 昭和·平成	43年	2月	1 目	
さがみ いつこ 相模 五子	男 ・ 女	取締役	明治·大正 昭和·平成	32 年	1月	9 日	
しょうなん ろくろう 湘南 六郎		取締役	明治・大正 昭和・平成	45 年	6月	7 日	
	男		明治・大正 昭和・平成	年	月	日	
履歴事項全部証明書に記載	載のある	る、代表権及び業	務を執行する権利を	持つ役員につい	ハて、	日	
	全員記載をしてください。(支配人を置いた営業所の登記がある場合、その支配人も記載が						
<ul><li>必要となります。)</li><li>※「監査役」については、</li></ul>	業務執	丸行権を有さない	ために記載は不要と	なります。		日	
	· 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	Ħ	
	男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日	
	男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日	
(備考) 別紙 有 口 無 辺							

略	歴	書	(登録甲請者)	V
山口	匠	首	(管理建築士)	П

### [記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

				T	1	I
氏	名	神奈川 太郎		生年月日	昭和43年2月1日	
一級建築 建築士の資格 二級建築 木造建築 な			• • •	建築士登録番号		
		築士 □ 登録を受けた都道府県名				
学	年	月日	学校	名及び学科名	卒業・修了・中退 の別	
歴	平成 2	年 3 月 31 日	〇〇大学	経済学部経済学科	卒業	
		期 間 月~年 月		勤務先	地位・職名	
		5年4月~	株式会社かなな	がわ	代表取締役	
		) 年 4 月~ 5 年 3 月	株式会社かなな	なわ	取締役	
		年4月~ )年3月	株式会社かなた	いわ	社員	
職						
歴		1	全ての項目に	ついて省略せずに記載を	としてください。	
/iE		·	職歴欄は、現	在の職歴を先頭とし、記	記載をしてください。	
			過去の職歴に	ついては、入社年月及ひ	が退社年月を必ずご記入くだ	さい。

略	歴	書	(登録甲請者)	Ш
凹	尩	首	(管理建築士)	V

### [記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏	名	管理 次郎		生年月日	昭和 50 年 12 月 21 日	
建築士の資格 二級建築 木造建築		築士 🛭	建築士登録番号	123456		
		築士 □ □	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
学	年	月日	学校	名及び学科名	卒業・修了・中退 の別	
歴	平成 9	年3月31日	□□工業力	<b>、学工学部建築学科</b>	卒業	
	-	期 間 月~年 月		勤務先	地位・職名	
		7年6月~	株式会社かなが	ぶわ	管理建築士	
	平成 20 平成 27	)年9月~ 7年5月	ショウナン・フ	アーキテクト株式会社	管理建築士	
	平成 15 平成 20	5年4月~ )年8月	ショウナン・フ	アーキテクト株式会社	所員	
職		年4月~ 5年3月	相模建築設計事	事務所	所員	
歴						
		1	全ての項目に	ついて省略せずに記載を	としてください。	
		\	職歴欄は、現	在の職歴を先頭とし、記	記載をしてください。	
			過去の職歴に	ついては、入社年月及び	<b>ぶ退社年月を必ずご記入くだ</b>	さい。

### 誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 7年 6月 2日

登録申請者氏名又 は法人名称及び代 表者の役職・氏名 株式会社かながわ 代表取締役 神奈川 太郎

※押印不要

神奈川県指定事務所登録機関

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処された者(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その 刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所についての登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及 び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者 (3に該当する者を除く。)

[記入注意] 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入して下さい。